Annex 2

Provisions of the Laws of Japan
Article 100-6 of the Self-Defense Forces Law (Law No. 165, 1954) (except for the provisions concerning the provision of supplies and services to the Armed Forces of the United States of America as specified in subparagraph 1 of paragraph 1)

告　示

○外務省告示第百五十六号

平成二十八年九月二十六日に東京で署名された日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定について、同協定の承認を通知する外交上の公文の交換は、平成二十九年四月二十五日に東京で行われた。よって、同協定はその第十二条1の規定に従い、同日に効力を生じた。

平成二十九年四月二十五日

外務大臣　岸田　文雄